

**交通事業者等による周遊観光等促進事業費補助金  
質問と回答（7/24 時点）**

質問	回答
<p>宿泊料金の割引に係る経費は、補助対象となるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る補助事業に要した経費のうち、証拠書類等により支出が確認できるもの（ただし、運賃割引経費は除く）が補助対象となります。宿泊料金の割引が、補助事業者の支出を伴わない場合、補助の対象にはならない。</li> </ul>
<p>現在、路線バス企画乗車券を検討しています。この企画乗車券の販売チャネル（OTA）に支払い手数料は補助対象になるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画乗車券の販売促進及びプロモーションに要する経費として、証拠書類により支出が確認でき、かつ、申請に係る補助事業のためだけに発生するものであれば、補助の対象となる。</li> </ul>
<p>想定取扱人員が下回り、運賃割引に係る経費も少額となり、下限（500千円）を超えない事業規模になってしまった場合は、交付されず補助対象外になるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績等により、補助額が下限を下回ることとなった場合、補助対象外となる。</li> </ul>
<p>タクシーチケット（有効期限や利用エリアの制限が無い）は、補助対象となるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業により新たに造成された観光商品として、販売されたものであり、発注（契約）から支払いまでが補助対象期間内に行われたもの補助対象と考えて差支えない。</li> <li>・モデルコースの設定などにより、観光商品として販売をすることが必要となる。</li> </ul>
<p>宿泊施設と既存のフリーきっぷを組み合わせた新たな商品を造成する場合、申請日時点で既に着手している事業に該当するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業により造成する旅行商品が既存の商品ではないのであれば、申請日時点で既に着手している事業には該当しない。</li> <li>・ただし、補助対象となるのは、新たに造成する旅行商品に係る部分であることに注意すること。</li> </ul>
<p>観光施設の利用料等を補助対象経費に含める際に、請求書が発行されず、他の補助対象経費とみなすことができるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払いは、現金、振込み及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺等は認めない</li> <li>・請求書が発行されない場合であっても、領収書等の証拠書類により当該事業の実施のためだけに使用する経費であって、補助事業者から仕入先等に支払われたことが確実に把握できるものであれば、補助対象となる。</li> </ul>

質問	回答												
<p>プロモーション経費を含めた事業費全体で1,000千円以上となれば、フリー切符の売り上げが1,000千円に満たなくても補助対象となるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費全体で補助下限（500千円）以上であれば補助対象となる。</li> <li>・例えば、以下のような場合は補助対象となる。</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交付決定額</td> <td style="padding: 2px;">1,500千円（補助額 750千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">プロモーション経費</td> <td style="padding: 2px;">500千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">フリー切符仕入れ額</td> <td style="padding: 2px;">1,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実績</td> <td style="padding: 2px;">1,300千円（補助額 650千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">プロモーション経費</td> <td style="padding: 2px;">500千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">フリー切符仕入れ額</td> <td style="padding: 2px;">800千円</td> </tr> </table>	交付決定額	1,500千円（補助額 750千円）	プロモーション経費	500千円	フリー切符仕入れ額	1,000千円	実績	1,300千円（補助額 650千円）	プロモーション経費	500千円	フリー切符仕入れ額	800千円
交付決定額	1,500千円（補助額 750千円）												
プロモーション経費	500千円												
フリー切符仕入れ額	1,000千円												
実績	1,300千円（補助額 650千円）												
プロモーション経費	500千円												
フリー切符仕入れ額	800千円												
<p>静岡県内に複数の事業所がある場合、各事業所が所管する地域ごとに申請することは可能か。可能の場合は、補助額がそれぞれ5,000千円との認識でよいか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金は事業者単位での申請となり、法人の場合は、原則として法人ごとの申請となる。</li> <li>・各地域の事業所が、それぞれ異なる事業を実施する場合、本補助金は1事業者において複数の申請を可能としているので、各事業所による申請が可能。この場合、申請案件それぞれについて補助上限額が5,000千円となる。</li> <li>・同じ事業を、各地域の事業所で行う場合、申請可能件数は1件となる。全く同一の事業を、エリア等を分割して複数申請をすることはできない。</li> </ul>												
<p>デジタルチケットアプリの利用料金について、販売実績に基づき翌月にアプリ管理会社に支払う。この場合、2月分の利用実績に基づく利用料金は、補助対象経費に含めることが可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金は、交付決定日から、令和7年2月28日までに実施したものが対象となる。</li> <li>・令和7年2月28日以降に支払いをしたもの等は対象外となる。</li> </ul>												
<p>運賃割引経費について、割引率は2分の1以内とされているが、申請者の負担により2分の1を超える割引を行うことは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の対象となる運賃割引経費は、割引率は2分の1以内とすること</li> <li>・申請者の負担により上限を超える割引を行うことを妨げない。</li> <li>・例えば、通常運賃が2,000円の場合、補助金の対象となるのは割引額1,000円までの部分（補助金の額は500円）である。</li> <li>・1,200円の割引により、800円で販売する場合、割引率の上限を超過する200円の部分は、補助金の交付対象とならない</li> </ul>												